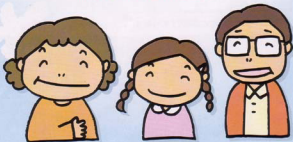


安心した暮らしをお手伝いします

成年後見制度



成年後見制度は、病気や障害などで
判断能力が低下したときに本人の権利を守る制度です。
現在抱えている不安を解決するために、
また、いざというとき利用できるように、
制度の概要をご紹介します。



成年後見制度とは？

成年後見制度は、認知症・知的障害・精神障害などにより判断能力が不十分な方が、悪徳商法や詐欺、金銭搾取などの財産侵害にあたり、人権を損なわれたりすることが無いように、安心安全な生活を支えていく仕組みです。

この成年後見制度には、「**法定後見制度**」と「**任意後見制度**」とがあります。



成年後見制度

法定後見制度

現在判断能力が不十分な方について、家庭裁判所が成年後見人等を選任し、財産管理や身上監護についての判断や決定を支援します。法定後見には3つのタイプがあります。

類型	後見	保佐	補助
担い手	後見人	保佐人	補助人
	後見監督人	保佐監督人	補助監督人

任意後見制度

判断能力が不十分になったときに希望する財産管理・身上監護の内容を、判断能力があるうちに信頼できる人に依頼します。



監督人とは？



本人へのきめ細かな支援が必要な場合、家庭裁判所が「監督人」を選任することがあります。監督人は定期的に成年後見人等から報告を受けたり資料提出を求めたりするなど、適切な支援が行われているかをチェックします。

法定後見制度の類型

法定後見制度には、以下の3つのタイプがあります。

後見	保佐	補助
判断能力が全くない方です。	判断能力が著しく不十分な方です。	判断能力が不十分な方です。
例えば…	例えば…	例えば…
<ul style="list-style-type: none">●簡単なことについて、何度説明を受けても全く理解できない●契約内容の理解が全くなく、契約は不可能 など	<ul style="list-style-type: none">●簡単なことについて、説明を受けると少しは理解できる●契約内容の理解が不十分であり、不必要な契約をすることも。支援者の同意があるほうが望ましい など	<ul style="list-style-type: none">●簡単なことについて、説明を受ければほぼ理解できる●ほぼ契約内容を理解し、契約行為を行うこともできるが、支援者がいたほうが安心 など

申立までの流れ

例えば、
こんなとき



脳梗塞で倒れ意識不明となったため、本人が抱える借金の整理手続きが取れない

親の死亡により、負債を背負わされそうになった子が、重度の知的障害のため、相続放棄の手続きが取れない

認知症などにより判断能力が不十分で、必要のない商品を高額で買わされる

知的障害などで、計画的な金銭管理ができず、借金を重ねてしまう

認知症などにより、不動産や株など財産の自己管理が難しい

精神障害などで、医療や福祉サービスの利用手続きについて、本人のみでは不安だ

認知症の親の世話をしていた子が事故で死亡し、今後本人の財産管理や身上監護をする人物がいらない

将来親が亡くなった後、精神障害を持つ子の生活が心配であるため、今のうちからそのときに備えて準備をしておきたい

将来高齢となって判断力が不十分になったときに、入院や施設入所の手続きや支払いが不安であるため、そうなったときのことを誰かに頼んでおきたい

成年後見人等は配偶者や親族のほか、司法書士、社会福祉士などの第三者に頼むこともできます



申立ができるのは、本人、配偶者、9歳以上の親族、成年後見人等です

判断能力の程度

全くない状態

著しく不十分な状態

不十分な状態

成年後見制度

法定後見

後見

保佐

補助



任意後見

申立人の有無

有

有

無

無

後見人等の候補者の有無

本人、親族などが申立できない場合、市役所が申立をすることができます



相談窓口

● 仙台家庭裁判所(直接申立もできます)

申立

- 成年後見センター
リーガルサポート宮城支部
 - 仙台弁護士会法律相談センター
 - 権利擁護センターはあとな宮城
 - 東北税理士会
 - 宮城県行政書士会
- 上記の窓口でお手調べができます

● 各区保健福祉センター 障害高齢課

高齢の方は、地域包括支援センターでも制度利用のご相談を受付けています。地域包括支援センターは担当地区が決まっておりますので、担当のセンターが分からない方は、各区保健福祉センター・障害高齢課までお問い合わせください。

- 仙台合同公証人役場
 - 仙台一番町公証人役場
- 上記の窓口で相談、手続きができます

詳しい連絡先は裏面をご参照ください

※ 上記の相談窓口は、成年後見制度全般の相談が可能です。

法定後見制度の手続きの流れ

制度についての相談

まずは制度について理解しましょう。
相談窓口は中面をご参照ください。

手続きについての相談

家庭裁判所で手続きの相談を受付けています。(予約制)
相談の上、「必要あり」となれば申立書類などについて、具体的な説明があります。

申立

申立書類の準備ができれば、家庭裁判所に申立を行います。
申立に行く日は事前に家庭裁判所へ連絡しておくといでしょう。

審理

裁判所が、以下の鑑定、調査などを行います。

《 鑑 定 》

家庭裁判所が指定した鑑定人が、本人に対して問診や検査などを行います。

《 本人の調査 》

原則、調査官が本人と面接をします。

《 親族・申立人等の調査 》

調査官が親族や申立人、成年後見人等候補者について調査を行います。

申立書類や、鑑定結果、本人や親族などへの調査結果を総合的に検討し、審査が行われます。

法定後見開始、成年後見人等の選任の審判が家庭裁判所からあります。審判後、法務局で登記が完了すると法定後見が開始されます。

審判

- 申立には、収入印紙代、郵便切手代、鑑定料などがかります。また、補助の申立時は、通常鑑定料は必要ありません。
- 通常、申立から審判までは平均3ヶ月程度かかります。
- 鑑定は、本人の主治医に依頼できると手続きがスムーズです。申立書類の「成年後見用診断書」を作成してもらうときに、家庭裁判所から依頼があった場合、鑑定を引受けていただけるよう主治医をお願いしておくといでしょう。



一口メモ!

地域福祉権利擁護事業

(まもりーぶ仙台)

地域福祉権利擁護事業は、判断能力の低下が比較的軽度の方を対象としています。

成年後見制度は本人が行う法律行為全般を支援するのに対し、地域福祉権利擁護事業は福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるように支援します。(有料)



成年後見制度について（代表電話）

仙台家庭裁判所

仙台市青葉区片平1丁目6-1
TEL.222-4165

仙台弁護士会法律相談センター ※

（高齢者・障害者の権利に関する委員会）

仙台市青葉区一番町2丁目9-18
TEL.223-2383

東北税理士会 ※

仙台市青葉区上杉2-2-40
TEL.222-0503

社団法人成年後見センター・リーガルサポート宮城支部 ※
（宮城県司法書士会）

仙台市青葉区春日町8-1
TEL.263-6786

権利擁護センターばあとなお宮城 ※

（宮城県社会福祉士会）

仙台市青葉区三条町10-19 PROP三条館内
TEL.233-0296

宮城県行政書士会 ※

仙台市青葉区国分町3丁目3-5
TEL.261-6768

任意後見制度について（直通電話）

仙台合同公証人役場

仙台市青葉区二日町16-15 武山興産第2ビル2階
TEL.261-0377・222-8105
266-8398・221-6031

仙台一番町公証役場

仙台市青葉区一番町2-3-20
第三日本オフィスビル6階
TEL.261-0744・224-6148

成年後見制度市長申立について（代表電話）

青葉区保健福祉センター

仙台市青葉区上杉1丁目5-1
TEL.225-7211

宮城野区保健福祉センター

仙台市宮城野区五輪2丁目12-35
TEL.291-2111

若林区保健福祉センター

仙台市若林区保寿院前丁3-1
TEL.282-1111

太白区保健福祉センター

仙台市太白区長町南3丁目1-15
TEL.247-1111

泉区保健福祉センター

仙台市泉区泉中央2丁目1-1
TEL.372-3111

※各区保健福祉センター（障害高齢課）へ
お問い合わせください。

地域福祉権利擁護事業について（直通電話）

仙台市権利擁護センター まもりーぶ仙台 ※

（仙台市成年後見サポート推進協議会 事務局）

仙台市青葉区五橋2丁目12-2 仙台市福祉プラザ6階
社会福祉法人仙台市社会福祉協議会内
TEL.217-1610